

【ハラスメントに関する相談対応マニュアル】

- 1 ハラスメントに関する苦情・相談の申し出があった場合には、相談員は相談者の立場で、事態を悪化させないようにするため、可能な限り迅速に対応し、苦情・相談の概要を確認するとともに、速やかに事実確認のための事情聴取を行うものとする。
- 2 相談者から事実関係等を聴取するにあたっては、相談者の了解を得た上で複数で対応するものとし、相談者が求めていることや相談者の心身の状態等に鑑み、どの程度の時間的余裕があるのかについて把握する。
- 3 事情聴取は相談者のほか、原則として、特定の行為者がある場合には当該行為者から、また必要があると思われる場合には相談者又は行為者の関係者等から事情聴取を行うものとする。
- 4 行為者及び関係者等からの事情聴取にあたっては、相談者からの事情聴取による先入観を持たず、事実の確認に努める。
- 5 事実関係については、次の事項を確認すること。
 - (1) 当事者（被害者及び加害者とされる者）間の関係
 - (2) 問題とされる言動が、いつ、どこで、どのように行われたか
 - (3) 相談者は、加害者とされる者に対してどのような対応をとったか、また、加害者とされる者はどのような対応をとったか
 - (4) 相談者は、その他どのような対応をとったかなお、これらの事実を確認する場合、相談者が主張する内容については、当事者のみが知り得るものか、または他に目撃者はいるのかを把握する。
- 6 相談を受けるにあたっては、相談内容が他の者の見聞きされないよう出来るだけ遮断された場所において実施し、関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を厳守する。
- 7 相談を受けた場合の手続き
 - (1) ハラスメントに関する相談処理書を作成し、防止対策委員会に提出する。
 - (2) 事情聴取による事実確認の結果、単なる誤解など、放置してもハラスメントに発展するおそれがないと認められる場合には、相談者（特定の行為者がある場合は相談者及び行為者）に対しその旨説明し、不安の解消、関係改善、再発防止に努める。
 - (3) 事情聴取による事実確認の結果、悪意のない言動であるが、放置すればハラスメントに発展するおそれがあると認められる場合及びハラスメントを受けていると認められる場合には、速やかに防止対策委員会へ報告し、救済措置等の対策を求める。